

ウポポイPRキャラクターの使用について

(事務局)

1. キャラクターの管理に係る事務局は、文化庁企画調整課とする。

(キャラクターを使用できる者)

2. キャラクターは、以下に掲げる者（次項において「国の行政機関等」という。）がウポポイのPRを目的とする自らの業務において使用することができる。
 - 一 国の行政機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第20条第1項に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）
3. 前項以外の者は、「ウポポイ（民族共生象徴空間）PRキャラクター利用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の用例に従い、次に掲げる場合において、使用することができる。なお、次の第2号及び第3号に掲げる者は、平面での使用に限る。
 - 一 国の行政機関等からの委託を受けて実施する事業等において、資料又は物品等を製作する場合
 - 二 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - 三 ウポポイのPR推進に賛同し、そのための取組を実施しようとする者が、次条の規定により使用の届出を行い、配布する資料又は物品等を製作する場合。
4. 第2項及び第3項各号に掲げる者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを使用する場合は、「ウポポイPRキャラクター トウレツポん」と表記すること。ただし、製作する資料又は物品等に、ウポポイ（民族共生象徴空間）ロゴマーク又は「ウポポイ」、「民族共生象徴空間」の文言が記載されている場合は、「トウレツポん」のみの表記とすることができる。
5. 使用者は、キャラクターを無償で使用することができる。
6. 第2項各号及び第3項第1号に掲げる者は、キャラクターを使用して立体物及びデジタルコンテンツ（キャラクターの表情やポーズに動きが生じるもの）、アニメーションを製作する場合、又はマニュアルの用例にアレンジを加える場合（以下、「立体物の製作等」とする）は、キャラクター創作者イラストレーター そら氏（以下、「キャラクター創作者」という。）に監修を受けること。なお、立体物の製作等に伴ってキャラクター創作者による

監修及び新規デザインの書き起こし等が必要となる場合、そのための経費は使用者が負担すること。

(キャラクターの使用の届出)

7. 第3項第3号に掲げる者がキャラクターを使用する場合は、「キャラクター使用届出書」等の必要書類をメールにより、使用希望日の2週間前までに公益財団法人アイヌ民族文化財団へ提出すること。また、提出した届出書の内容に変更がある場合は、再度届出書を提出すること。

受付アドレス：submit@ainu-upopoy.jp

(使用の管理等)

8. 事務局は、使用者に対し、キャラクターの使用状況について報告を求め、又はキャラクターを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用にあたっての禁止事項)

9. キャラクターの使用にあたり、以下に掲げる事項を禁止する。
 - 一 ウポポイのPR以外の目的に使用すること。
 - 二 マニュアルの用例以外の方法で使用すること。
 - 三 第3項第2号及び第3号に掲げる者が、キャラクターを使用してデジタルコンテンツ（キャラクターの表情やポーズに動きが生じるもの）、アニメーションを製作し、又はアレンジを加えること。
 - 四 法令や公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
 - 五 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
 - 六 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること。
 - 七 事務局に虚偽の届出をして使用すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、ウポポイのPR推進の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用すること。
10. 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、事務局は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
11. 使用者が前条に規定する求め、又は前項に規定する指示に応じない場合、事務局は、使用者に対し、キャラクターの使用を認めないものとする。また、反社会的勢力であると判断したときは、一切の使用を認めないものとする。

(キャラクターに関する権利)

12. キャラクターに関する商標権（商標登録出願の番号：2019-15329、2019-15330）及び著作権（著作権にあっては、著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、文化庁が所有する。

（事故、苦情等の処理）

13. キャラクターを使用した施策、事業等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとし、事務局は使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。使用者は、故意又は過失により、事務局に損害又は損失を与えた場合、事務局に賠償又は補償するものとする。

（キャラクターの利用の非独占性など）

14. 本「ウポポイPRキャラクター使用について」に基づくキャラクターの使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用者が製作する資料又は物品等について、事務局が推奨を行うものではない。使用者は、使用許諾を受けた権利を第三者に譲渡、転貸、承継、再許諾又は担保に供することができない。

(別紙)

ウポポイPRキャラクター 図案及び名称



◎名前

トゥレツポん

◎「トゥレツポん」って？

- トゥレブ(オオウバユリ)の年頃の女の子。
- 小さい頃は土の中で育って、年頃になったらイルブ(デンブン)になったり、さらに美味しいお料理に変身。
- 性格はのんびり屋さん。
(成長スピードがゆっくりであることから。最後の年には茎が伸びて種をまく。)
- 右手にはトゥレブアカム(オオウバユリの円盤)。トゥレブから作る保存食。お腹が空いている人に会ったらプレゼントすることも。
- 左手にはトゥレブの茎。とても長い茎で、お散歩の時には杖にもなる。丸いプップツ(果実)が茶色になると、シャラシャラと種が飛び出して仲間を増やす。

◎名前の由来

- turep(トゥレブ)
アイヌ語で「オオウバユリ」の意。
オオウバユリは北海道、本州の中部以北の林内に自生するユリ科ウバユリ属の多年草。
- po(ポ)
アイヌ語で「小さいもの」というニュアンスを付け加える語。
- ん
キャラクターのイメージを踏まえ、
結びに「ん」を付け加えることで呼びやすく可愛らしい音の響きに。